

# 【11 程文】名主入札取極め連印議定（文政4年）

差上申一札之事

一当年名主役之儀、毎年正月廿四日定日ニ而、  
大小之百姓以二入札一、身元牘実成者相見立  
(所カ)

申候取、年寄清兵衛高札、名主相頼申候、  
然上者御年貢之儀者、御日限通り御上納  
可レ仕候、若シ御年貢未進之者有レ之候ハヽ、  
其之五人組・村役人ニ而無ニ遅滯一相立仕、急度  
上納可レ申候、其外御用之儀者不レ及レ申、何事ニ  
不レ依、役元より被ニ仰付一次第二、急度相勤可レ申候、  
依レ之村中連印差上申所、仍而如レ件

前書之通り、当年私共高札ニ而名主役相勤

申候、然上者御年貢取立、其外何事ニ不レ依

御用之儀、私共へ被ニ仰付置一候様奉ニ願上一候、以上

作左衛門印 四郎左衛門印  
八郎右衛門印 八郎右衛門印  
三郎兵衛印 七郎右衛門印  
与市右衛門印 亀治郎右衛門印  
彦治郎右衛門印 善兵衛印  
紋治郎右衛門印 伊左衛門印  
彦右衛門印 六郎左衛門印  
嘉右衛門印 六郎左衛門印  
彦右衛門印 六郎左衛門印

山下五郎右衛門様  
御役人衆中様

文政四年  
巳三月

名組百姓代

善右衛門印  
与惣兵衛印

彦小九伊伊七藤惣紋權久杢新吉勝長清仙長吉太太市富平茂小三三治市茂  
兵右三右郎兵右右兵治兵左兵右兵右右郎兵左衛平八衛吉衛郎衛衛門  
衛衛郎衛治衛衛郎衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛門  
印印門印門印印門印印門印印門印印門印印門印印門印印門印印門  
印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印

## 【11 読み下し文】

差し上げ申す一札（いっさつ）の事

一当年名主（なぬし）役の儀、毎年正月二十四日定め日にて、  
大小の百姓入札（いれふだ）を以（もつ）て、身元牴突（ていじつ）成る者  
相（あい）見立て

（所力）

申し候取、年寄清兵衛高札（たかふだ）、名主相頼み申し候、  
然（しか）る上は御年貢（ねんぐ）の儀は、御日限通り御上納（じょうのう）  
仕（つかまつ）るべく候、若（も）し御年貢未進（みしん）の者これ有り候  
はば、

其（そ）の五人組・村役人にて遅滞無く相立て仕り、急度（きっと）  
上納申すべく候、其の外御用の儀は申すに及ばず、何事に  
依（よ）らず、役元より仰せ付られ次第に、急度相勤め申すべく候、  
これに依り村中連印差し上げ申す所、仍（よつ）て件（くだん）の如し  
前書の通り、当年私共高札にて名主役相勤め

申し候、然る上は御年貢取り立て、其の外何事に依らず

御用の儀、私共へ仰せ付け置かれ候様願い上げ奉（たてまつ）り候、以上

作左衛門（印）  
(以下、四七名略)  
彦兵衛（印）

（一八二一）  
文政四年  
巳三月

百姓代 善右衛門（印）  
組頭 与惣兵衛（印）  
名主 清兵衛（印）

山下五郎右衛門様

御役人衆中様